

## 報告第14号

### 専決処分した事件の報告について

次のとおり、歩行者転倒事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年8月9日

淡路市長 門 康 彦

### 委任専決第10号

### 歩行者転倒事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、歩行者転倒事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

平成30年6月27日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 299,448円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住 所 兵庫県淡路市

(2) 氏 名

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金299,448円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

平成29年12月5日午後6時ころ、相手方が市道志筑田井線の歩道を南西に向け歩行中、同市道と市道連上大歳線との交差点部分を横断しようとした際、蓋のない道路側溝に足を踏み込み、転倒したことにより、下腿を負傷した。

報告第15号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年8月9日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第11号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

平成30年7月2日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 514,256円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住 所 兵庫県洲本市

(2) 氏 名

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金514,256円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

平成30年6月4日午後3時40分ころ、洲本市安乎町宮野原付近において、健康福祉部子育て応援課職員が公有車を運転して県道明神安乎線を走行中、幅員の狭い箇所において対向の車両を避けようと公有車を後退させたところ、後続に停車していた相手方車両と接触し、損害を与えた。

報告第16号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議決を得た契約の変更について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年8月9日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第12号

津名浄化センター沈砂池・ポンプ棟建設工事の変更契約の締結に係る  
専決処分について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項に係る契約の変更について、専決処分する。

平成30年7月20日

淡路市長 門 康 彦

- 1 議案番号 議案第69号（平成28年12月19日議決）
- 2 第1回変更契約年月日 平成28年12月20日
- 3 契約の目的 津名浄化センター沈砂池・ポンプ棟建設工事
- 4 契約の金額の変更
  - (1) 議決金額（第1回変更） 467,418,600円
  - (2) 第4回変更後金額 470,159,640円
  - (3) 第1回変更からの変更金額 2,741,040円
  - (4) 第1回変更からの増減率 0.6パーセント
- 5 契約の相手
  - (1) 住 所 兵庫県淡路市小倉226番地
  - (2) 氏 名 常盤興業株式会社 代表取締役 中田 忠義